

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	活性炭ホールドアップ建屋排気ダクトの点検調査を行っていたところ、ダクトのつなぎ目（4カ所）からダクト内の空気がわずかに漏れていることを当社社員が確認した。その後の調査の結果、当該ダクトのつなぎ目周辺および、当該建屋内の空気には放射性物質による汚染はなかったことから、このつなぎ目を通じた外部への放射性物質の放出はなかったものと考えている。また、主排気筒放射線モニタおよび、空間線量率を測定するために発電所敷地境界近傍に設置されているモニタリングポストの値は通常の変動範囲内であり、周辺環境への影響はなかったものと考えている。ダクトつなぎ目の漏れ箇所について、速やかに補修を行った。	A	5月13日公表済 PDF151KB

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主発電機密封油装置密封油真空槽フロート弁に動作不良（スティック）が認められたため、対応検討	D	
2	2号機	定期事業者検査（原子炉給水ポンプ機能検査）において、検査要領書に誤記（検査準備処置追加）が認められたため、当該要領書を訂正し、検査を再開	C	
3	3号機	サービス建屋換気空調系主排気ファン（A）点検において、Vベルト用プリー溝（モータ側）に摩耗が認められたため、当該プリーを交換	D	
4	3号機	活性炭ホールドアップ建屋換気空調系送風機出口温度スイッチに動作不良（ドリフト）が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理	D	
5	4号機	低圧復水ポンプ（A）点検において、コラムパイプ取付ボルト（2本）に固着（かじり）が認められたため、当該ボルトを交換	D	
6	4号機	主発電機水素ガス冷却系水素ガス温度調節器点検において、電源スイッチの動作不良（電源が入らない）が認められたため、当該スイッチを交換	D	
7	4号機	原子炉レベル（ワイドレンジ）信号変換器点検において、電源スイッチの動作不良（電源が入らない）が認められたため、当該スイッチを交換	D	
8	4号機	仮置物品（フィルタ）の影響により残留熱除去系海水モニタの指示値上昇により、警報が発生したため、対応検討	B	
9	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）ドレン弁（淡水側）にシートパス（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	4号機	建屋防火扉機能確保対策工事用穴あけ作業において、燃料プール冷却浄化系ポンプ室内照明用埋設電線管を損傷させたため、当該電線管を修理及び対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	4号機	低圧タービン（A）上半外部車室溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理（定期事業者検査分）	D	
12	4号機	低圧タービン（A）上半外部車室溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理（定期検査分）	D	
13	4号機	主タービン湿分分離器（1）内部溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
14	4号機	非常用ディーゼル発電機制御盤室へ入室時、当社社員がドアに右手中指・薬指を挟まれ負傷（骨折）したため、対応検討	B	
15	5号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）点検において、固定子巻線部の絶縁体に一部損傷が認められたため、当該部を修理	D	
16	5号機	計装用空気系バックアップ用所内圧縮空気系連絡圧力調整弁開閉試験において、圧力調整器に設定値外れが認められたため、当該圧力調整器を点検・修理	D	
17	5号機	主タービン湿分分離器（1）内部溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
18	5号機	原子炉建屋換気空調系ヒーティングコイル加熱蒸気供給弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	5号機	原子炉建屋換気空調系給気設備プレナム内ストームファンネルに錆びが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
20	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ出口流量計スイッチの計器ドレン弁にシートパス（1滴/秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	6号機	所内ボイラ軽油サービスタンク油面計下部接続部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	その他	キャスク保管庫搬送台車走行位置決めピンに動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで